

交通事故の「損益相殺」について

1、過去3号にわたり「定期借地」および「定期借家」について述べました。これは、今年（平成12年）に入って「定期借家」制度が導入され、更新なき土地の貸借（定期借地）とならんで更新なき建物の貸借である「定期借家」も出そろって、特に借地権・借家権が付くことを嫌う貸主（土地所有者および建物所有者）からも借地・借家し易くなることで事業の展開に資することもあるのではないかと考えたからです。

2、今回以降当分の間は、交通事故にもどって、損害賠償に関する話を続けたいと思います。そこで、今回は「損益相殺」について申し上げます。「損益相殺」とは、「被害者が事故を原因として一定の利益（支払）を受けたときは、その利益の額を損害賠償額から控除する」、そのことを言います（財）日弁連交通事故損害センター「交通事故損害賠償額算定基準」16訂版。以下もこの算定基準によります。

3、それでは、どのような利益（支払）が損害額から控除（差引）されるのか、されないのか。まず、「控除の対象とならないもの」から挙げます。

（ア）香典（香奠）

原則として香典は損害額から控除されません（損益相殺の対象となりません）。もっとも、加害者から供えられた高額なものについては、礼儀としての香典の枠を超えるものとして、損害額の一部払い（内払い）を得たものと評価されることがあります。

（イ）見舞金

社会通念上損害の補填（損害への内払い）とみなされないような少額なものは損益相殺の対象とはなりません。しかし、金額によっては、香典と同じように、損害賠償の一部払い（内払い）とされます。

（ウ）生命保険金

生命保険金（傷害特約などにより支払われるものを含む）は、被害者自ら、または被害者の親族など加害者と関係のない者が生命保険会社と契約をし、保険料を支払ってきたことによって保険会社から支払われるもので、死亡や傷害（受傷）が事故に起因したものではありませんが、事故による損害への全部または一部払いとしないのが判例・通説です。衡平（公平）の見地からして問題ないと考えます。

（エ）搭乗者傷害保険金

自動車保険契約者およびその家族・知人等が当該自動車（被保険自動車）に同乗する機会が少なくないことから、搭乗者またはその相続人に定額の保険金を給付する（支払う）ことによってこれらの者を保護しようとするのが搭乗者保険です。このような保険契約（若干の保険料の支払あり？）によって支払われる保険金であるから、ちょうど生命保険金と同じように損害額から控除しないとするのが衡平（公平）に適用でありましょう（そうでないと、加害者と関係のないところで契約され保険料が負担されてきたことによる給付により、その金額によっては、加害者が全部または大部分の賠償責任を免れてしまうことになりかねない）。ただし、搭乗者保険が加害者の契約で保険料も加害者が負担しているような事例において、搭乗者保険金が給付されたことを慰藉料斟酌事由（慰藉料の額を算定するにあたり、搭乗者保険金の支給を斟酌して慰藉料の額を決める事由）とし、慰藉料の額から搭乗者保険金額を控除する考え方が特に下級審（地裁など）ではあります。このほか、損益相殺の対象とされない支払や支給、給付、ならびに損益相殺の対象とするべき支払などについて次号以下でも述べます。